

役員および評議員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪貿易学院（以下「この法人」という。）の寄附行為第38条の規定に基づき、役員および評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員および評議員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員および評議員とは、常勤の役員および評議員以外の者をいう。
- (4) 役員および評議員の報酬等とは、報酬、手当、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

この役員および評議員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。

- (5) 費用とは、役員および評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員および評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 非常勤の役員および評議員に対し、別に定める「理事・監事・評議員の会議出席手当に関する内規」に基づき、手当および交通費を支給する。

理事会・評議員会以外に、監査報告会等の法人運営のための業務にあたるための会議等に出席した場合も、これに準ずる。

ただし、同日中に連続して行われる複数回の会議への参加については、1日で1会合への参加とみなす。

- (2) 専務理事に対し、専務理事手当として1ヶ月当たり8万円を支給する。
- (3) 専務理事以外の常勤の役員および評議員に対しては、職員給与規程に基づくもの以外の報酬等は支給しない。

第4条 前条の役員および評議員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に定める時期とする。

- (1) 非常勤の役員および評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、現金により本人に支給する。
ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- (2) 専務理事に対する専務理事手当は毎月24日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。）に職員給与と合わせて支給する。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第5条 役員が会議の出席等以外に職務の執行にあたって費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

理事・監事・評議員の会議出席手当に関する内規

平成 27 年 11 月 24 日
理事会

[手当]

第1条 学校法人大阪貿易学院は、理事会・評議員会開催に当たり、手当を支給するものとする。

[非常勤 理事・監事・評議員の手当]

第2条 学校法人の理事会・評議員会に出席した場合、1 会合につき手当・交通費として、20,046 円(10.21%の税額控除後は 18,000 円)を支給する。

[常勤 理事・評議員の手当]

第3条 常勤の理事・評議員については、前条の手当を支給しない。

附則 この規定は、平成27年 12 月1日より施行する。